

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

公務災害補償制度の適正な運用を図るため、公務災害発生時の報告等の手続について明確化することを目的とし、総務省令に合わせ所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 災害発生時の報告について、学校医等又は死亡した学校医等の遺族からの申出があつた場合も公務上又は公務外の認定をすることを明確にするため、文言を追加する。
- (2) 公務外と認定した場合もその事実や理由等について通知しなければならないことを明確にするため、文言を追加する。

3 施行期日

令和2年2月3日

学校医等の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則案

学校医等の公務災害補償に関する規則（昭和49年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「をいう」の次に「。以下この条及び次条第2項において同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（次条第2項において「被災学校医等」という。）からその災害が公務に基づいたものである旨の申出があった場合も、同様とする。

第3条に次の1項を加える。

2 長野県教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務に基づいたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した学校医等の氏名
 - (2) 傷病名
 - (3) 災害発生年月日
 - (4) 公務上の災害でないと認定した理由
- 第4条中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校医等の公務災害補償に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(災害の報告)</p> <p>第2条 大学以外の学校の長は、その学校の学校医等について公務に基づく認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡（条例第4条の規定によりその例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第19条の規定により死亡したものと推定された場合を含む。）をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）が発生した場合には、直ちに、公務災害発生通知書（様式第1号）により長野県教育委員会に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（次条第2項において「被災学校医等」という。）からその災害が公務に基づいたものである旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定通知)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による通知は、公務災害認定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2 長野県教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務に基づいたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した学校医等の氏名</p> <p>(2) 傷病名</p> <p>(3) 災害発生年月日</p> <p>(4) 公務上の災害でないと認定した理由</p> <p>(補償の実施等)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）第2章（第7条から第7条の5まで及び第17条から第19条までを除く。）及び第4章（第26条を除く。）並びに附則第15項から第17項までの規定の例による。</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第2条 大学以外の学校の長は、その学校の学校医等について公務に基づく認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡（条例第4条の規定によりその例によることとされる公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第19条の規定により死亡したものと推定された場合を含む。）をいう。）が発生した場合には、直ちに、公務災害発生通知書（様式第1号）により長野県教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(認定通知)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による通知は、公務災害認定通知書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(補償の実施等)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）第2章（第7条から第7条の5まで及び第17条から第19条までを除く。）及び第4章（第25条を除く。）並びに附則第15項から第17項までの規定の例による。</p>